

滋賀県障害者施策推進協議会運営要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、滋賀県障害者施策推進協議会条例（昭和 47 年滋賀県条例第 20 号）第 6 条の規定に基づき、滋賀県障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(定足数)

第 2 条 協議会は、委員の 3 分の 1 以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(議長)

第 3 条 会長は会議の議長となり、議事を整理するものとする。

(意見徴集)

第 4 条 会長は、必要に応じ適当と認める者の会議への出席を求め、その説明を徴することとができる。

(小委員会)

第 5 条 協議会は、専門的技術的課題の調査検討および連絡調整を行うため、小委員会を設置することができる。

2 小委員会の委員は、学識経験者、関係団体の役職員、関係行政機関の職員等から会長が委嘱する。

付則

1 この要綱は、昭和 47 年 7 月 24 日から施行する。

付則

1 この改正要綱は、昭和 48 年 7 月 11 日から施行する。

付則

1 この改正要綱は、平成 8 年 5 月 7 日から施行する。